

## Realignment school 会員規約

### 第1条（会員）

Realignment school（以下「当協会」といいます）が定める本規約において、Realignment school member（以下「会員」といいます）とは、本規約を承認の上、当協会へ入会を申込み、当協会が入会を認めた者をいう。

### 第2条（会員の種別及び定義）

- 1.会員とは、当協会の趣旨に賛同し、会費を納入した者をいう。
- 2.会員とは、当協会が実施する Realignment プログラムを修了した上で、プログラム受講費を完済しており、かつ会費を納入している者をいう。

### 第3条（会費）

- 1.会員は、当協会に対し、会費を納入しなければならない。
- 2.既に納入したプログラム受講費および会費は返還されない。

### 第4条（会員資格の喪失）

会員は、次の各号の一つに該当する場合は、その資格を喪失する。

- 1.退会の申し出があったとき。
- 2.会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- 3.更新のための費用を納入しなかったとき。
- 4.除名されたとき

### 第5条（除名）

会員が次の各号の一つに該当する場合には、当協会の審議により、これを除名する事ができる。

- 1.本規約に違反したとき。
- 2.当協会の名誉、信用を傷つけ、または当協会の目的に反する行為をしたとき。
- 3.会費の支払い等に不正があったとき。
- 4.適正な資格更新がなされていないにも関わらず、Realignment プログラムを不正に実施したと判明した場合。
- 5.適正な資格更新がなされていないにも関わらず、当協会が発行する認定資格を不正に使用したと判明した場合。

## 第6条（退会）

1. 会員は、任意に退会することができる。
2. 会員が退会を希望するときは、当協会に申し出、所定の手続きに則り退会しなければならない
3. 月の途中で退会した場合でも、既に納入した会費は返還されない。

## 第7条（再入会）

1. 任意退会者および第5条3に基づく会員資格喪失者が再入会を希望し、当協会において再入会を認めたときは、再入会できるものとする。
2. 再入会希望者は、再入会が認められた後に所定の手続に則り、新たに入会手続きを経なければならない。
3. 会費未納のまま退会した任意退会者および第5条3の会員資格喪失者については、月途中の再入会であっても、更新のための費用の全額を納付しなければ再入会できないものとする。
4. 会員の再入会については、会員資格喪失者の会員資格失効期間が1年を超える場合は、Realignment ~BASIC~を再受講した上で一定水準以上の成績を修め、かつ規定の会費を納入することを再入会の条件とする。

規約更新日：2021.08.14